

連携
X
11
2
1



お困りの際はご連絡ください

 **福岡県弁護士会**
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

092-741-6416

行政連携に関するお問合せ、ご連絡はこちらまで

 **福岡県弁護士会**
FUKUOKA BAR ASSOCIATION

不安を、**安心**に。

行政連携に関するお問合せ、ご連絡はこちらまで

092-741-6416

発行 2019年(平成31年)3月

福岡県弁護士会

〒810-0044 福岡市中央区六本松4丁目2番5号 TEL 092-741-6416

<http://www.fben.jp>

連携メニュー

行政連携に関するお問合せ、
ご連絡はこちらまで
〇九二七四一六四一六

全分野

共通

一、弁護士推薦

自治体の審議会・委員会の公益的立場の委員などを推薦し、派遣します。適任者を推薦するため、弁護士会の関係委員会に意見を求める等の工夫をしています。

二、講師派遣

行政が主催する市民向け講演の講師に精通弁護士を推薦し、派遣します。

三、法律相談

自治体が主催する法律相談業務を受託しています。弁護士会の法律相談センターで無料法律相談を受けることができるチケットを市民に発行する形式での受託もしています。

市民サービス

法教育

四、法教育事業

各学校や団体に弁護士を派遣し、法教育や主催者教育等の出前授業を実施します。福岡県内の小・中・高校へ無料で弁護士を派遣します（但し、先着150クラス限定）。

中小企業

五、無料相談

事業者向け無料相談（ひまわりほっとダイヤル）を周知し実施します。

六、相談員・講師派遣

事業者向けセミナーや法律相談会、経営指導員・職員向け研修やセミナーへの相談員・講師として中小企業支援に精通した弁護士を派遣します。

七、中小企業海外展開法的支援

福岡県及びその周辺の中小企業が、海外展開や国際取引を行うに当たって直面する様々な法律問題について、研修を受けた専門弁護士が無料で初回法律相談に応じます。

消費者

八、法律相談

自治体の消費生活センター等で受け付けた消費生活相談への法律問題に関する助言を行います。

九、事例研究会

自治体の消費生活センターと共同で事例検討会を実施し、消費生活相談員の受けた相談事例について助言を行うとともに、最近の消費者問題について協議します。

十、消費者教育

文部科学省の通知（成年年齢引き下げ等を見据えた環境整備について）や「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」等に基づく消費者教育の充実のために、講師を派遣し、教材作成を支援します。

自死問題相談支援

十一、自死対策事業

自殺未遂者の抱える様々な法律問題の解決のために自治体と連携して相談会などを実施します。自殺未遂者や自死遺族に対する支援に関する行政機関の審議会などに出席し、政策提言、アドバイスをします。

十二、自死遺族支援

自死遺族や自死の危険のある人の支援者（行政職員も含む）の抱える様々な法律問題の解決のため法律相談（電話・面談）を実施します。

被災者支援

十三、無料法律相談

東日本大震災被災者に対する無料法律相談、発災時の法律相談。

交通事故

十四、講師派遣

行政職員交通アドバイザーの研修に講師を派遣し、交通事故に関連する法律知識を深めます。

犯罪被害者

十五、政策提言・支援

犯罪被害者支援会議に出席し、政策提言・支援をします。

DV問題

十六、個別救済活動

DV被害者の個別救済支援として、行政機関と連携します。

女性の権利

十七、無料電話相談

自治体との共催で「女性の権利110番」を企画・実施しています。

性の多様性の問題

十八、LGBT法律相談／LGBT電話相談

LGBT当事者又はその家族等からのLGBTに関する法律相談。

労働者支援

十九、無料相談（労働者側）

労働者側の無料相談を周知し法律相談を実施します。

福祉

生存権の擁護

二十、講師派遣

労働問題（特に労働者側）、ホームレス支援、生活保護問題、母子家庭の貧困問題に関する知識を啓発するための市民教育についての講師派遣をします。

二一、法律相談

労働問題（特に労働者側）、ホームレス支援、生活保護問題、母子家庭の貧困問題などに関する法律相談業務を受託し、各分野の専門知識を有する弁護士が市民からの相談に対応します。

二二、政策提言・支援

労働問題（特に労働者側）、ホームレス支援、生活保護問題、母子家庭の貧困問題などに関する行政機関の審議会などに出席し、政策提言、アドバイスをします。

児童虐待等

二三、児童虐待・未成年後見援助

児童からの相談・審判申立・後見人選任について、自治体と連携します。

学校問題

二四、委員派遣

いじめ等が発生した場合の子どものサポート、真相究明のための第三者委員会への委員派遣、各連絡先が有する子どもをサポートするチームに参加して問題解決にあたります。

少年の更生援助

二五、就労援助

審判後の少年の就労先開拓・就労援助について自治体と連携します。

子ども相談員

二六、研究会・研修・意見交換

子ども家庭相談員と行政の制度や法テラスの制度などにつき、研修、意見交換等を実施します。

高齢者・障害者

二七、市民後見人養成事業

成年後見制度の担い手として市民を養成する事業について、企画準備や講義を担当する弁護士を派遣します。

二八、講師派遣

成年後見制度、介護事故とリスクマネジメント、高齢者虐待等の高齢者・障害者問題を啓発するための講演等に講師を派遣します。

二九、福祉の当番弁護士

福祉の現場で高齢者や障害者の相談を担当している方に対し、法的な助言を行う電話相談を実施しています。

三〇、虐待対応専門職チーム派遣

高齢者・障害者の虐待案件に対する関係機関の対応を検討する会議等に、弁護士と社会福祉士のチームを派遣します。

総合

任期付公務員

三一、任期付公務員勤務推奨

各自治体の常勤・非常勤の任期付公務員としての採用を推奨・支援しています。

民事介入暴力

三二、共同研究・政策提言等

民事介入暴力に関連する共同研究会を実施し、政策提言その他理論的側面からの支援をします。

三三、顧問弁護士派遣相談担当弁護士派遣 士派遣講師担当弁護士派遣

行政対象暴力連絡協議会・えせ同和行為対策関係機関連絡会などへの顧問弁護士派遣、不当要求相談員・民事介入暴力特別相談員などへの相談担当弁護士派遣、各種講演への講師担当弁護士派遣をします。

三四、民事介入暴力、特に行政対象暴力

委員会所属弁護士で構成されるチームで、各種不当要求に対するアドバイスや法的手続による紛争解決を行います。

自治体債権管理・回収

三五、債権回収

包括外部監査

三六、包括外部監査受託

包括外部監査を受託し実行します。

生活困窮者支援

三七、連携・支援

生活困窮者自立支援法の実施にあたり、行政機関の職員向け研修への講師派遣、生活困窮者自立支援サービスへの参加などの支援をします。